

平成21年第8回辰野町議会定例会会議録(16日目)

1. 開会場所 辰野町議事堂

2. 平成21年6月17日 午後2時開議

3. 議員総数 14名

4. 出席議員数 14名

1番	矢ヶ崎 紀 男	2番	前 田 親 人
3番	三 堀 善 業	4番	中 谷 道 文
5番	中 村 守 夫	6番	永 原 良 子
7番	船 木 善 司	8番	岩 田 清
9番	根 橋 俊 夫	10番	成 瀬 恵津子
11番	宮 下 敏 夫	12番	宇 治 徳 庚
13番	山 岸 忠 幸	14番	篠 平 良 平

5. 会議事項

日程第1 議案第20号辰野町神戸介護予防センター設置及び管理に関する条例の制定について

日程第2 議案第21号辰野町使用料条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第22号辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第24号平成21年度辰野町一般会計補正予算(第1号)

日程第5 議案第28号辰野町公の施設の指定管理者の指定について

日程第6 請願・陳情についての委員長報告

日程第7 議員提出議案の審議について

発議第1号 少人数学級の早期実現や複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める意見書の提出について

発議第2号 長野県独自の30人規模学級の拡大及び市町村における自由度の拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書の提出について

発議第3号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書の提出について

発議第4号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書の提出について

発議第5号 雇用と住居など国民生活の安定を確保し、労働者派遣法の
見直しを求める意見書の提出について

発議第6号 「農地法の一部を改正する法律案」を廃案にすることを求
める意見書の提出について

日程第8 議会閉会中の委員会の継続審査について

6. 地方自治法第121条により出席した者

町長	矢ヶ崎 克彦	副町長	赤羽 八洲男
教育長	古村 仁士	代表監査委員	小野 眞一
総務課長	小沢 辰一	まちづくり政策課長	松尾 一利
住民税務課長	林 龍太郎	保健福祉課長	井口 敬子
産業振興課長	中村 良治	建設水道課長	増沢 秀行
水処理センター所長	一ノ瀬 保弘	会計管理者	竹淵 光雄
教育次長	林 一昭	病院事務長	荻原 憲夫
福寿苑事務長	金子 文武	消防署長	赤羽 守
両小野国保診療所 事務長	向山 光	社会福祉協議会 事務局長	林 康彦

7. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	桑沢 高秋
議会事務局庶務係長	武井 庄治

8. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第5番	中村 守夫
議席 第6番	永原 良子

9. 会議の顛末

○局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議長

6月定例議会最終日大変ご苦労さまでございます。定足数に達しておりますので、第8回定例会16日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、議案第20号辰野町神戸介護予防センター設置及

び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。社会福祉教育常任委員会における審査結果を社会福祉教育常任委員長、船木善司議員より報告を求めます。

○船木（社会福祉教育常任委員長）

平成21年6月定例会条例審査、委員長報告を行います。本定例会初日、社会福祉教育常任委員会に付託されました議案第20号辰野町神戸介護予防センター設置及び管理に関する条例の制定についての議案について去る11日、町長及び町担当職員の同席を求め慎重に審査を行いました。以下、審査結果を報告いたします。議案第20号辰野町神戸介護予防センター設置及び管理に関する条例の制定について、この議案は今回完成した施設の設置と管理に関する条例を制定したいとするものです。新町区以外の町民の使用は可能か、またこの利用料についての質問がありました。これに対し「辰野町民であれば使用可能であり、利用料については町の使用条例による他別に区で定めるところによる」とのことでした。設備の修繕を含めた維持管理については全て区の管理となります。委員全員一致で可決としました。以上委員会における審査の結果を報告しました。全議員の賛同をいただき可決くださいますようお願いいたします。

○議 長

委員長報告に対する質疑を行います。

（質疑 なし）

○議 長

質疑を終結いたします。討論をおこないます。

（討論 なし）

○議 長

討論を終結いたします。これより議案第20号辰野町神戸介護予防センター設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第20号は、原案のとおり可決されました。日程第2、議案第21号辰野町使用料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。総務産業建設常任委員会における審査結果を、総務産業建設常任委員長、宮

下敏夫議員より報告を求めます。

○宮下（総務産業建設常任委員長）

21年6月定例会条例審査、委員長報告をいたします。本定例会初日、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第21号辰野町使用料条例の一部を改正する条例についての条例案について、去る11日委員全員が出席し、担当課長・職員同席のもと慎重に審査を行いました。以下、審査の結果を報告します。議案21号辰野町使用料条例の一部を改正する条例について、これは「辰野ほたる童謡公園使用料について、駐車料金を新設し公園管理費にあてるため辰野町使用条例の一部を改正したい」とするものであります。この改正点の主な点は現行の使用料に新たに辰野ほたる童謡公園駐車場使用に対する駐車料金の設定を加えたものであります。1. 駐車料金、バス（マイクロバス含む）1台1回3,000円、四輪自動車・二輪自動車、1台1回500円。2. 駐車料金の徴収期間及び時間は、町長が定める。ただし、ほたる祭り期間中の駐車料金は、辰野ほたる祭り実行委員会が定める。この2点を追加し改正するものです。委員から日常の駐車場使用実態などの質問に対し、大型トレーラーなどが長期にわたり駐車場代わりに使用されている。またほたる祭り期間直前後利用者数が多く交通対策としてガードマンの配置が必要、などにより条例で料金設定を行うことにより不法駐車への警告が可能となり不法駐車防止、ほたる発生時期の交通対策など管理の費用確保が必要とのことです。委員から駐車場料金などについて警告、料金徴収方法などトラブルの起きないよう現地への看板設置の要請に対し、町は対処するとのことです。辰野ほたる童謡公園維持管理上、駐車料金設定は必要であるとして委員全員一致にて可決としました。以上、委員会における審査の結果をご報告しました。全議員の賛同をいただきたく可決くださいますようお願いいたします。

○議長

委員長報告に対する質疑を行います。

（質疑 なし）

○議長

質疑を終結いたします。討論をおこないません。

（討論 なし）

○議 長

討論を終結いたします。これより議案第21号辰野町使用料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。日程第3、議案第22号辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。社会福祉教育常任委員会における審査結果を、社会福祉教育常任委員長、船木善司議員より報告を求めます。

○船木(社会福祉教育常任委員長)

本定例会初日、社会福祉教育常任委員会に付託されました議案について、去る11日町長及び町担当職員の同席を求め慎重に審査を行いました。以下審査結果を報告します。議案第22号辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正する条例について、この議案は町の少子化対策の一環として乳幼児、小、中学生を持つ親の負担を軽減する狙いで、現行3年生までの医療費無料化を6年生までとし中学生には入院費の無料化をいずれも8月1日から施行したいとするものです。委員からは近隣市町村の無料化実態について説明を求めました。また今後予想される中学生までの全面無料化については、町内の医療供給体制まで踏み込んだ検討が必要だろうとの意見がありました。慎重に審査の結果、委員全員一致で可決としました。以上委員会における審査の結果を報告しました。全議員の賛同をいただきたく可決くださいますようお願いいたします。

○議 長

委員長報告に対する質疑を行います。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。討論をおこないます。

(討論 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより議案第22号辰野町医療費特別給付金条例の一部

を改正する条例についてを採決いたします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第22号は原案のとおり可決されました。日程第4、議案第24号平成21年度辰野町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○宇治(12番)

歳出で2点お尋ねいたします。1つはですね12ページの観光事業の印刷製本費の20万の内容についてお聞きしたいと思います。もう1点は13ページの土木費、土地購入費から道路用地としての購入費ですけど、これは場所がどこでどのくらいの面積なのか。それから工作物とはどういうものを指しているのかをお尋ねいたします。

○産業振興課長

観光事業の印刷費についてご説明いたします。Y 150 横浜への観光パンフレット配布のための費用でございます。以上です。

○建設水道課長

13ページの公有財産購入費及び補償、補填及び賠償金でありますけれども、道路用地購入費につきましては羽場大字伊那富8350-1春宮陽さんという方から273.85㎡を昨年度からワークショップによりまして実施しております、今年度は実施事業にある予定でありますけれども羽場の交差点の道路用地を先行取得するものであります。補償、補填及び賠償金につきましてはその土地に付随する立木及び工作物に対する補償料であります。以上です。

○議長

よろしいですか。他にございませんか。

○根橋(9番)

同じく歳出の12ページ観光事業の会場使用料15万っていうののの中についてご説明をください。

○産業振興課長

ご説明いたします。この会場使用料につきましてもY 150 横浜の物産展で使用い

たしますブース等、それから横浜での会場で使用する冷蔵庫等いろいろな備品借用に使用するための会場使用料であります。以上です。

○根橋（9番）

そうしますとあれでしょうか。ちょっと当初予算との関係でちょっと私も記憶がはっきりしないんですが、当初予算より増えたというよりも当初予算から欠落していたということなんでしょうか。

○産業振興課長

ブース代につきましては当初予算で見えておりましたけれど、物販するにつきまして冷蔵庫あるいはいろんな備品をお借りするにあたりまして使用料が発生したために今回補正をさせていただきました。以上です。

○議 長

他にございますか。

○成瀬（10番）

15ページの文化財保護事業の中のパソコン賃借料であります。この36万というのは何台分のパソコンでしょうか。

○教育次長

3台分でございます。

○成瀬（10番）

これ買うと、買うより賃借料の方が安くなりますかね。

○教育次長

この事業につきましては備品購入が認められておりませんので、やむを得ず賃借料に振り替えたものでございます。

○議 長

他にございますか。

（な し）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第24号平成21年度辰野町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第24号は原案のとおり可決されました。日程第5、議案第28号辰野町公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。社会福祉教育常任委員会における審査結果を社会福祉教育常任委員長、船木善司議員より報告を求めます。

○船木（社会福祉教育常任委員長）

本定例会初日、社会福祉教育常任委員会に付託されました議案第28号辰野町公の施設の指定管理者の指定についての議案について、去る11日町長及び町担当職員の同席を求め慎重に審査を行いました。以下審査の結果を報告します。議案第28号辰野町公の施設の指定管理者の指定について、これは先の議案第20号の制定を受け指定管理者を指定するものです。委員からは特段意見もなく全員一致で可決としました。以上委員会における審査の結果を報告しました。全議員の賛同をいただき可決くださいますようお願いいたします。

○議 長

委員長報告に対する質疑を行います。

（質疑 なし）

○議 長

質疑を終結いたします。討論をおこないます。

（討論 なし）

○議 長

討論を終結いたします。これより議案第28号辰野町公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第28号は原案のとおり可決されました。日程第6、請願・陳情についての委員長報告を議題といたします。本定例会初日に、各常任委員会へ付託となりました請願・陳情について各常任委員長より審査結果の報告を求めます。初めに請願第4号、少人数学級の早期実現や複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書、請願第5号、長野県独自

の30人規模学級の拡大及び市町村における自由度の拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書提出に関する請願書、請願第6号、「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める請願書以上3件について、社会福祉教育常任委員会における審査結果を社会福祉教育常任委員長、船木善司議員より報告を求めます。

○船木（社会福祉教育常任委員長）

平成21年6月定例会、請願審査委員長報告。去る11日委員全員出席のもと当委員会に付託されました請願第4号、少人数学級の早期実現や複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書、請願第5号、長野県独自の30人規模学級の拡大及び市町村における自由度の拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書提出に関する請願書、請願第6号、「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める請願書の請願3件について慎重に審査を行いました。以下委員会の審査内容に沿って報告いたします。本請願3件についてはここ数年来ほぼ同じ内容で提出されているものです。まず紹介議員である永原良子議員より請願内容と請願理由について説明を受け、続いて教育長より義務教育費国庫負担制度の変遷、複式学級の編制基準の国と県の制度の違いについて、また少人数学級等県独自の30人規模学級の違い等について、町内の学校の実情に即して説明を受け審議に入りました。請願第4号、少人数学級の早期実現や複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書、提出者、辰野町公立学校教職員組合執行委員長大木島学氏、紹介議員、永原良子議員、本請願は平成22年度の国の予算編成にあたりどの子にも行き届いた教育をするため、少人数学級の早期実現と教職員定数増を求める意見書を政府並びに関係行政官庁に提出することを要望する請願であります。委員会では国の少人数学級の基準は40人であり、長野県の実施している学級の基準が35人であること。これによる町内の学校でのクラス編成や教職員の加配の状況等の説明を受けました。委員から「40人学級より30人学級の方が良いといったデータはあるのか」といった問いかけがあり教育長から「何人のクラスが良いといった明確なものはないが、40人よりは少ない方が良いことははっきりしている」といった答えでした。また今後の検討資料として先進諸国の学級編成に関する基準データの収集及び学級の適正規模を示すデータ等を要望しました。委員会としては現在国の基準よりは更なる少人数学級が望まれるとしました。更には「先生の負荷を軽減するべきではないか」といった意見も出ました。これら更なる少人数

学級の編制、また複式学級の解消のため教職員の定数増も必要であるとし、委員全員本請願の趣旨に賛成し意見書を提出すべきとして採択に決しました。請願第5号、長野県独自の30人規模学級の拡大及び市町村における自由度の拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書提出に関する請願書、提出者、辰野町公立学校教職員組合執行委員長大木島学氏、紹介議員、永原良子議員、本請願は平成22年度長野県の予算編成にあたり、どの子にも行き届いた教育をするために1.長野県独自による30人規模学級の中学校全学年への早期拡大、また教員配置については市町村の自由度を拡大すること。2.複式学級の解消。3.県独自での教職員配置増を求める意見書を長野県知事に提出してもらいたいとの請願であります。本請願は先の請願第4号とほぼ同一内容のものを県に求めるものであります。県独自の30人規模学級は平成21年度から小学校6年まで実施されました。今後30人規模学級は更に中学まで広がるのが望ましく、また教員配置についても市町村での自由度が更に拡大されることが必要であるとの結論に達しました。また今後の検討資料として他県との比較データを求める声がありました。検討の結果趣旨のとおり長野県知事宛に意見書を提出すべきであるとして、委員全員一致で採択に決しました。請願第6号、「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める請願書、提出者、辰野町公立学校教職員組合執行委員長大木島学氏、紹介議員、永原良子議員、本請願は国の平成22年度予算編成において1.国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。2.国庫負担金から既に除外した教材費、旅費、共済費、退職手当、児童手当などを復元すること。の意見書を国の関係機関に提出するよう要望した請願であります。委員会では義務教育費、国庫負担法の平成13年と平成18年との比較をし、このままでは更に地方自治体での義務教育費負担が増加していくのではないかとといった危惧が議論されました。そして国の責任において義務教育の機会均等を目指した義務教育費国庫負担制度を堅持することが必要であるとしました。請願の趣旨に賛同し委員全員賛成にて政府及び関係行政機関長宛に意見書を提出すべきであると採択に決しました。以上請願3件の委員会における審議結果を報告し、提案いたしますので全議員の賛同をいただきますようお願いするものであります。以上、委員長報告とします。

○議 長

委員長報告に対する質疑、討論をおこないます。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより採決いたします。初めに少人数学級の早期実現や複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書を採決いたします。本案に対する委員長報告は、採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって本案は委員長報告のとおり決しました。次に長野県独自の30人規模学級の拡大及び市町村における自由度の拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書提出に関する請願書を採決いたします。本案に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって本案は委員長報告のとおり決しました。次に「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める請願書を採決いたします。本案に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって本案は委員長報告のとおり決しました。陳情第7号、森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める陳情、陳情第8号、雇用と住居など国民生活の安定を確保し、労働者派遣法の見直しを求める意見書の採択を求める陳情第9号、ソマリア沖への海上自衛隊派遣の中止を求める意見書の採択を求める陳情、陳情第10号、農地法の改正に反対する陳情書以上4件について総務産業建設常任委員会における審査結果を総務産業建設常任委員長、宮下敏夫議員より報告を求めます。

○宮下（総務産業建設常任委員長）

21年6月定例会陳情審査、委員長報告をいたします。本定例会初日、総務産業建設常任委員会に付託された、陳情第7号、森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める陳情、提出者、南信地区森林労連執行委員長、宮澤英明、陳情第8号、雇用と住居など国民生活の安定を確保し、労働者派遣法の見直しを求める意見書の採択を求める陳情、提出者、上伊那地区労働組合会議議長、宮島良夫、陳情第9号、ソマリア沖への海上自衛隊派遣の中止を求める意見書の採択を求める陳情、提出者、上伊那地区憲法を守る会・上伊那地区労働組合会議議長、宮島良夫、陳情第10号、農地法の改正に反対する陳情書、提出者、上伊那農民組合組合長、竹上一彦の陳情4件について去る11日委員全員が出席し担当課長、担当職員の同席を求め本陳情について慎重に審査を行いました。以下、委員会の審査内容に沿って報告いたします。陳情第7号、森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める陳情について、本陳情は、森林所有者の高齢化や不在村化などにより自ら施業や経営を行うことが困難な森林所有者が増加し、また林業従事者の減少、高齢化が進むなどにより手入れの行き届かない森林が増加するなど本来、森林の持つ大切な機能が失われつつある現状に懸念を抱くものであります。また、国有林野事業は行政改革推進法によって独立行政法人化が検討されるなど、国民共有の財産である国有林の管理が危ぶまれています。よって国による公的森林整備の推進と農山村の活性化を求める意見を政府関係機関に提出を求める陳情です。委員から「独立法人化により、なぜ国有林の管理が危ぶまれているか」との疑問の意見が出ましたが、森林の間伐材整備の遅れなど早急な取り組みが必要との結論に達しました。なお意見書案には「環境税」との文言がありましたがその部分を削除することとし、委員全員一致にて採択と決しました。陳情第8号、雇用と住居など国民生活の安定を確保し、労働者派遣法の見直しを求める意見書の採択を求める陳情について、本陳情は、世界的金融危機に陥っている現在、非正規労働者を中心に失業者の急増、更に今後正規労働者の大量失業者の発生が憂慮されている。政府はこのような事態に鑑み、離職者の住居など生活の安定の確保に必要な支援を緊急に全力で取り組むべきです。また労働者保護の立場に立ち、派遣業者に対する規制と責任を強化し労働者派遣法の見直しを求める意見書を政府機関に提出を求める陳情です。委員から「時宜を得た陳情である」との意見が多く、委員全員一致にて採択と決しました。陳情第9号、ソマリア

沖への海上自衛隊派遣の中止を求める意見書の採択を求める陳情について、本陳情はソマリア沖の海賊対策として、自衛隊法82条の海上警備行動で海上自衛隊艦艇を派遣することについて中止を求める陳情です。陳情は21年3月以前の状況に対する内容であります。委員から「ソマリア沖では現在、自衛隊法に基づく海上警備行動として海自の護衛艦2隻が活動中、また今国会で海賊対処法案について審議中であるため国会での審議状況を見守るべき」との意見がありました。趣旨は理解できるが安全保障など外交問題は地方議会での審議は難しく、また国会で審議中でもあり「現状では採択できない」との意見が多く出され趣旨採択と決しました。陳情第10号、農地法の改正に反対する陳情書について、本陳情はこれまでの農地法に規定された「農地は耕作者自らが所有することを最も適当であると認め」「耕作者の農地の取得の促進」「耕作者の地位の安定」を図ると言う記述が削除され「農地を効率的に利用する者による農地についての権利の取得を促進する」に変更されました。これは農業に関わらない大企業、外資系を含む一般企業でも農地を利用できるようになります。政府は耕作放棄地の防止や食糧供給力の強化を改正の目的としています。しかしこれらは農地法の問題ではなく、輸入自由化などにより農業経営ができなくなった結果であります。農地法の趣旨を生かして農業者・後継者・新規就労者への支援強化を図り持続的・安定的な農業を実現し自給率を向上させることが必要です。よって農地法の改正に反対する意見書を政府関係機関に提出を求める陳情です。委員から「担い手・後継者が減少している現状では改正やむなし」との意見もありましたが、辰野町の狭い農地を守るためにも、また認定農家・集落営農の存続維持のためにも陳情趣旨に賛同との意見が多く出され、賛成多数で採択と決しました。なお陳情書について審査をした中で陳情書は「農地法の改正に反対する意見書」となっていますが意見書の題目どおり「農地法の一部を改正する法律案」を廃案にすることを求める意見書に読み替えて採択しました。以上陳情4件の委員会における審議結果を報告し提案いたしますので、全議員の賛同をいただきますようお願いするものです。以上委員長報告とします。

○議 長

委員長報告に対する質疑討論をおこないます。

(質疑 討論 なし)

○議 長

質疑討論を終結いたします。これより採決いたします。初めに森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める陳情、を採決いたします。本案に対する委員長報告は、採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって本案は委員長報告のとおり決しました。次に雇用と住居など国民生活の安定を確保し、労働者派遣法の見直しを求める意見書の採択を求める陳情を採決いたします。本案に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって本案は委員長報告のとおり決しました。次にソマリア沖への海上自衛隊派遣の中止を求める意見書の採択を求める陳情を採決いたします。本案に対する委員長報告は趣旨採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって本案は委員長報告のとおり決しました。次に農地法の改正に反対する陳情書を採決いたします。本案に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって本案は委員長報告のとおり決しました。日程第7、議員提出議案の審議についてを議題とします。発議第1号、少人数学級の早期実現や複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める意見書の提出について。発議第2号、長野県独自の30人規模学級の拡大及び市町村における自由度の拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書の提出について。発議第3号、「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書の提出について。以上3件を一括議題と致します。

○事務局長

(発議 1、発議 2、発議 3 朗読)

○議 長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。初めに発議第 1 号、少人数学級の早期実現や複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める意見書の提出についてを採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって発議第 1 号は原案のとおり可決されました。次に発議第 2 号、長野県独自の 30 人規模学級の拡大及び市町村における自由度の拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書の提出についてを採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって発議第 2 号は原案のとおり可決されました。次に発議第 3 号、「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書の提出についてを採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって発議第 3 号は原案のとおり可決されました。次に発議第 4 号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第 4 号 朗読)

○議 長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより発議第4号、森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書の提出についてを採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって発議第4号は原案のとおり可決されました。次に発議第5号、雇用と住居など国民生活の安定を確保し、労働者派遣法の見直しを求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第5号 朗読)

○議 長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより発議第5号、雇用と住居など国民生活の安定を確保し、労働者派遣法の見直しを求める意見書の提出についてを採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって発議第5号は原案のとおり可決されました。次に発議第6号、「農地法の一部を改正する法律案」を廃案にすることを求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第6号 朗読)

○議 長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより発議第6号、「農地法の一部を改正する

法律案」を廃案にすることを求める意見書の提出についてを採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって発議第6号は原案のとおり可決されました。日程第8、議会閉会中の委員会の継続審査についてを議題といたします。総務産業建設常任委員長、社会福祉教育常任委員長、議会運営委員長より、別紙のとおり閉会中の継続審査申し出書が提出されております。お諮りいたします。議会会議規則第72条の規定により各委員長の申し出のとおり議会閉会中の継続審査を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議会閉会中も各委員会の継続審査を認めることに決しました。以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。ここで町長から挨拶を受けます。

○町長

6月2日から2週間にわたります6月定例会、大変にご苦労さまでございました。この間にも一般質問出ておりましたが、心配いたしますインフルエンザでありますがいよいよ飯田市まで入り込んだということでもあります。弱毒性だということで安心いたしておりますと、蔓延はまだ止まらない状態でありましてWHOの方もフェーズを6という段階にいよいよ決めてきたところでもあります。早く治まりそしてまた強毒性にならないことを期待をするものであります。また横浜との交流が進んでおります。先日もお話しましたように5月31日には開港150周年記念ということで私と小野光景さんの曾孫にあたる景久さんと出席をしましてまいりました。この15日から1週間に掛けましていよいよ辰野の展示物ブースということで使用が始まって、既に出かけて交代番でそこで町のアピールをするということになってきております。また民間団体であります「まち・こん」の皆さん方もこの間に19日に併せまして、先方の中区の特に団塊の世代の皆さん方の社会参加というようなことを課題にいろんな懇談をしてくるようでありますし、またそのブースへもご協力を一部願えるということで期待をいたしているところであります。今後ともいろいろな自然の流れの中

で無理なく交流が進み、もって辰野町の大きな夢の一貫となって住民の心に入ってくれればと願って止まないところであります。まだまだ少し行政も手を入れていかなければ、ま始まったばかりでありますのでということで考えております。さていよいよほたる祭り61回ということでホテルの方も大分出てくれそうでございます。また議員の皆さん方もまた住民の皆さん方も町を挙げての一大イベントでありますので、どうか成功裡に良いホテルを大勢の皆さん方が眺めていただくことを期待申し上げます。そんなことを申し上げまして6月の定例会にあたりましての閉会のご挨拶とさせていただきます。

○議 長

以上で本日の会議を閉じます。これをもちまして6月2日に開会いたしました、平成21年第8回辰野町議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

1 1 . 閉会の時期

6月17日 午後 15時 06分 閉会

この議事録は、議会事務局長 桑沢高秋、庶務係長 武井庄治の記録したものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 番

署名議員 番